

目 次

1	市の概況	1
2	機 構	2
(1)	行政機構図	2
(2)	税務の機構	4
(3)	税務職員平均年齢等	5
ア	年齢	5
イ	勤続年数	5
ウ	税務経験年数	5
エ	税務職員 1 人当たり調定額及び収入額	5
(4)	委員会委員	6
ア	固定資産評価審査委員会委員	6
イ	稲沢市国民健康保険運営協議会委員	7
3	財 政	8
(1)	令和 8 年度一般会計歳入歳出当初予算額	8
(2)	令和 7 年度一般会計歳入歳出決算見込額	9
(3)	基準財政需要額・基準財政収入額	10
ア	基準財政需要額	10
イ	基準財政収入額	10
ウ	交付基準額・財政力指数比較表	10
(4)	一般会計徴税費	11
(5)	令和 7 年度市税決算見込額	12
(6)	一般会計歳入決算額に占める市税の割合及び負担額	14
(7)	市税決算額	16
(8)	市税税目別決算額	16
4	個人の市県民税	18
(1)	市県民税調定額及び負担額	18
ア	普通徴収による個人の市県民税調定額及び負担額	18
イ	特別徴収による個人の市県民税調定額及び負担額	18
(2)	納税義務者数	19
(3)	個人の市民税の総所得金額及び納税義務者数	20
(4)	所得控除	24

(5) 税額控除	28
(6) 寄附金税額控除（ふるさと納税分）	28
(7) 青色申告者及び事業専従者	28
5 法人市民税	29
(1) 調定額	29
(2) 均等割区分別法人数	29
6 固定資産税	30
(1) 調定額	30
(2) 納税義務者数	30
(3) 土地総括表	32
(4) 宅地等の負担調整	34
ア 住宅用地	34
イ 非住宅用地	35
ウ その他	35
(5) 一般農地の負担調整	36
(6) 特定市街化区域農地の負担調整	37
(7) 家屋総括表	38
(8) 住宅に対する固定資産税の軽減	38
(9) 新增築家屋	40
(10) 新增築家屋調	40
ア 木造	40
イ 非木造	41
(11) 償却資産総括表	42
(12) 市長が価格等を決定したもののうち特例適用分の条項別内訳	43
(13) 段階別納税義務者数（償却資産）	44
(14) 国有資産等所在市町村交付金（貸付資産）に関する調べ	44
7 都市計画税	45
(1) 調定額	45
(2) 納税義務者数	45
(3) 都市計画区域及び課税区域	45
(4) 地積・床面積等	46
(5) 宅地等の負担調整	47
ア 住宅用地	47
イ 非住宅用地	49
ウ その他	49

(6) 特定市街化区域農地の負担調整	50
(7) 生産緑地地区の区域内の農地等	51
8 軽自動車税	52
(1) 調定額（現年課税分）	52
(2) 調定額明細（現年課税分）	54
(3) 異動台数	56
9 市たばこ税	58
(1) 年度別税額等	58
(2) 税率の推移	59
10 国民健康保険税	60
(1) 令和 8 年度当初予算及び令和 7 年度決算見込額	60
(2) 医療給付費分調定額	61
(3) 後期高齢者支援金等分調定額	61
(4) 介護納付金分調定額	61
(5) 全体分調定額	61
11 徴収	62
(1) 市税収入の推移	62
(2) 収納率の推移	64
(3) 過誤納金還付	65
(4) 滞納繰越明細	66
(5) 督促・催告	68
ア 定期督促の明細	68
イ 督促状発送件数の推移	69
ウ 催告書発送件数	69
(6) その他収入	70
ア 年度別推移	70
イ 土地改良区賦課金徴収事務費収入	70
ウ 県民税徴収事務委託金	70
(7) 執行停止税額	71
ア 年度別推移	71
イ 執行停止事由明細	71
(8) 不納欠損	72
(9) 滞納処分（差押・公売・交付要求）	72

12 口座振替	73
(1) 制度のあらまし	73
(2) 口座振替加入状況	74
(3) 振替項目別口座振替結果	75
(4) 口座振替不能（残高不足）状況	76
13 市税等の納期	77
14 令和7年度市税収入状況表（県下38市）	78
15 その他	80
(1) 税務証明	80
ア 令和7年度月別明細	80
イ 年度別推移	80
(2) 固定資産評価審査状況	81
(3) 令和8年度税制一覧表	82
(4) 地価公示価格	88
(5) 地価調査価格	89
(6) 租税体系	90
(7) 稲沢市税事務研究会規程	91

特記事項

- 平成17年4月1日に稲沢市は祖父江町、平和町と合併し、新「稲沢市」となりました。よって、表中の数値については、平成16年度以前は合併前の旧稲沢市、平成17年度以後は合併後の新市の数値を使用しています。
- 人口、世帯は個別に定めのない限り、各年度4月1日現在（人口は外国人を含み、世帯数は外国人単独世帯及び準世帯を含む。）です。
- 本書において「法」とは地方税法を指します。
- 本書において2019年度を指すものについては、令和元年度と表記しています。
- 本書において「軽自動車税」については、令和2年度から令和7年度までのものは「軽自動車税（種別割）」を指します。
- 個々の集計値の小計・合計は必ずしも一致しない場合があります。